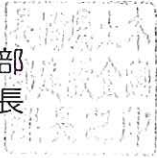


23 建企第 594 号
平成 24 年 3 月 16 日

建設業関係団体 各位

長崎県土木部
建設企画課長



公衆災害防止への取り組みについて

早春の候、ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本県土木行政に御理解、御協力を賜り、ありがとうございます。

貴団体は、日頃から事故防止について傘下の各団体員へ御指導いただいていることと思います。しかしながら、県発注工事において、プラスチックフェンスを単管バリケードに固定した仮設フェンスが強風により転倒し、一般歩行者に接触した事故が発生しております。

再度、下記事項を念頭に対策を講ずるようご指導を願います。

記

1. 仮設フェンス等は、強風による転倒防止措置を十分に行うこと。
2. 日常の安全巡視において、仮設フェンス等にぐらつきが無いか確認すること。
3. 仮設フェンスに限らず、資機材の中には、飛散や転倒により災害を発生する可能性を持つものがあるため、日常から飛散や転倒防止措置を実施し、点検すること。
4. 日ごろから、気象情報の把握に努め、強風の恐れがあった場合には、現場の確認を速やかに行う。

担当課：長崎県土木部建設企画課 技術情報班 米田 三厨 095-894-3023
--